

金沢市パートナーシップ宣誓制度 ご利用の手引き



目次

1	はじめに	…1
2	パートナーシップ宣誓できる方	…2
3	宣誓に必要なもの	…4
4	パートナーシップ宣誓手続きの流れ	…7
5	受領証等の再交付・返還	…10
6	利用できる行政サービス	…12
7	都市間連携について	…13
8	よくある質問	…15
9	各種相談窓口	…18

1 はじめに

金沢市では、「金沢市人権教育・啓発行動計画」に基づき、「すべての市民が日常生活の中で人権を意識し、多様な人々がお互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合う社会の実現」を目標に、計画の推進に取り組んでいます。

その取組みの一環として、性的マイノリティの方をはじめとした、様々な事情によって婚姻の届出をせず、あるいはできない悩みや生きづらさを抱えている市民の方々の思いに寄り添い、二人の関係を尊重するために令和3年7月から「金沢市パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

この制度は、法的な効力(婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等)を生じさせるものではありませんが、人生のパートナーとして相互に協力し合うことを約したお二人が、自分らしくいきいきと生活されることを金沢市が応援するものです。

この制度の導入により、市民や事業者の皆様にも、性的マイノリティの方々に対する理解が広がり、多様性を認め合い、人権を尊重し合う社会の実現を目指していきます。

本制度のパートナーシップの定義

「互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任を持って相互に協力し合うことを約した二人の関係」のことを言います。

金沢市のパートナーシップ宣誓制度は、同性パートナーに限らず、トランスジェンダー(からだの性とところの性が一致しない人)、Xジェンダー(性自認を男女のいずれかとは認識しない人)など、一方又は双方が性的マイノリティの方々を対象ですが、性的マイノリティの方を含むカップルに限らず、現行の婚姻制度を利用していない事実婚の方々も対象となります。

※セクシュアリティについては、新たな用語や定義が生まれる可能性があります。

2 パートナーシップ宣誓できる方

パートナーシップ宣誓をするには、お二人とも以下の要件をすべて満たしている必要があります。

1

成年に達していること

宣誓者の双方が成年に達している。

(民法改正により、令和4年(2022)年4月1日以降「満18歳以上」となる予定です。)

2

金沢市民であること、または転入予定であること。

宣誓者のうち、双方もしくは、いずれかが市内に住所を有している、または市内へ転入を予定している方

◇市内に転入予定の場合

宣誓の際に、転入予定先及び転入予定日を記入いただきます。

また、宣誓から3ヶ月以内に市内に転入したことを証明する書類(住民票の写し等※4ページ参照)を提出してください(郵送可)。

なお、3ヶ月以内に提出がない場合には、当該宣誓は無効となり、交付番号を市ホームページに掲載します。

3

現に婚姻していないこと(現に配偶者がいないこと)

宣誓者の双方が、日本国内において配偶者がなく、かつ、日本以外の国においても当該パートナー以外の配偶者がいないこと。

- ・ 戸籍謄本等で確認します。
- ・ 外国籍の方は、大使館等で発行される独身証明書や婚姻要件具備証明書(日本語訳を添付)等を提出してください。

4

宣誓しようとする方以外とパートナーシップ関係がないこと

すでに宣誓しようとする方以外とパートナーシップ宣誓を行っている方や、国内の自治体及び民間団体等が実施する類似のパートナーシップ制度を利用している方は宣誓できません。

また、日本以外の国においても当該パートナー以外にパートナーシップ関係にある者がいる場合は宣誓できません。(他都市等の宣誓書受領証等の返還後は宣誓することができます。)

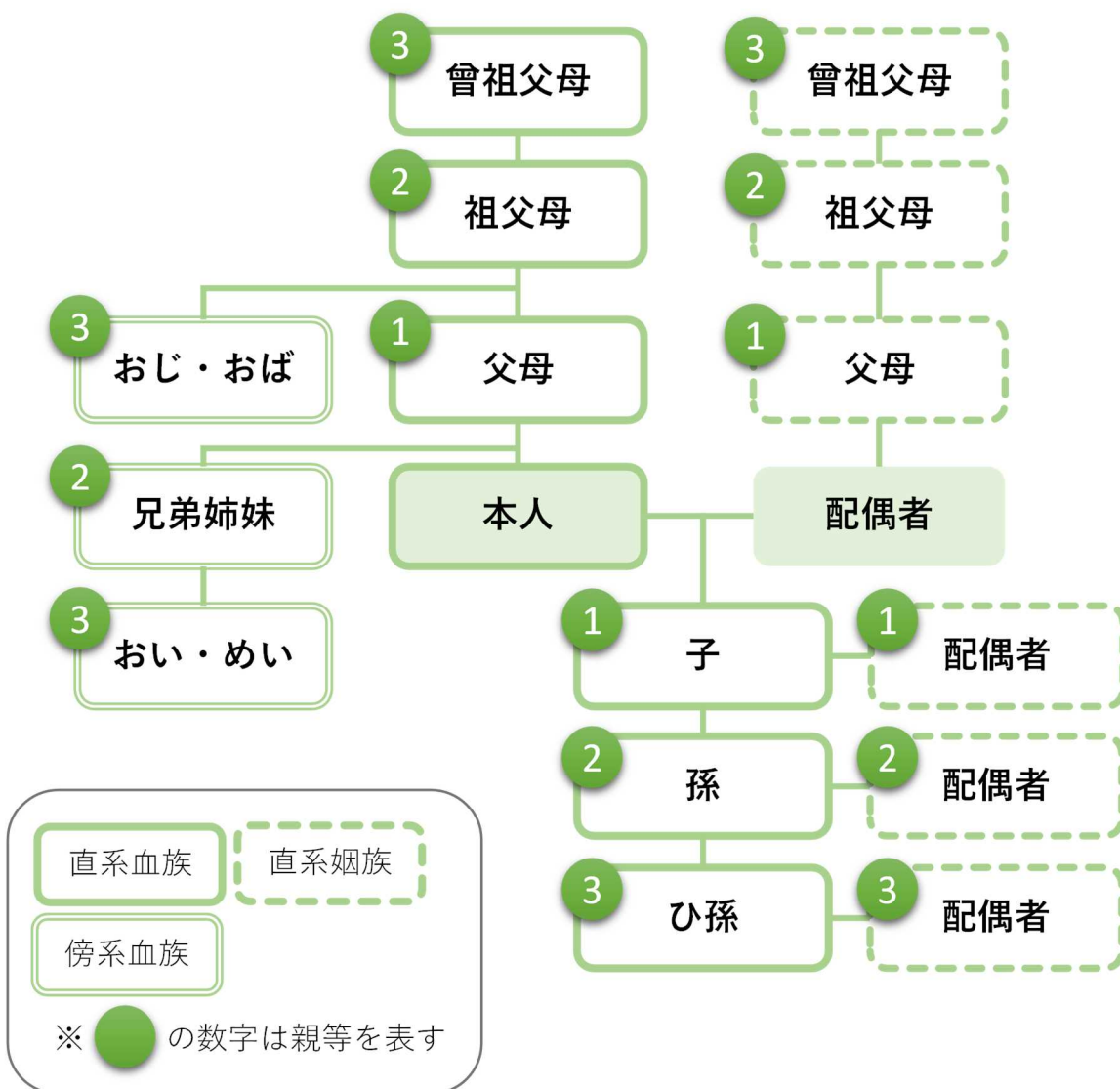
宣誓しようとする方が近親者でないこと

民法 734 条の直系血族又は三親等内の傍系血族、民法 735 条の直系姻族の関係にある方は宣誓することができません。※下図参照

ただし、宣誓しようとするお二人が養子縁組をしている、または、養子縁組していた場合は宣誓できます。

宣誓できない続柄

ここに記載された続柄の方は宣誓できません。



3 宣誓に必要なもの

下記1～4の書類を用意し、宣誓希望日の10日前までにダイバーシティ人権政策課窓口までご提出ください。(郵送可)

1

現住所を確認できる書類

宣誓日から3ヶ月以内に発行された住民票の写し(原本)または住民票記載事項証明書(原本)のいずれかをお一人1通ずつ。

住民票の写し	本人のみで、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。 (本籍地、筆頭者の記載はあってもなくても構いません。)
住民票記載事項証明書	本人のみで、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。

※宣誓するお二人が同一世帯である場合は、お二人分の情報が記載されたものを1通で構いません。

※個人番号(マイナンバー)の記載があるものは受け取れません。個人番号の記載がある場合は、マジック等で黒塗りしてください。

◇転入予定の方

転入が予定されていることが分かる書類の写し[※]を提出してください。

※例：転出証明書、転居先の賃貸借契約書

注意：宣誓日から3か月以内に市内に転入したことが分かる住民票の写し(原本)または、住民票記載事項証明書(原本)のいずれかの提出が必要です。提出が無い場合は宣誓が無効となります。

2

独身を確認できる書類

宣誓日から3ヶ月以内に発行された戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)の原本、または戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)の原本のいずれかをおひとり1通。

外国籍の方は、婚姻要件具備証明書または、独身証明書等の大使館等が発行する書類。なお、宣誓するお二人が日本以外の国において婚姻関係にある場合は、当該国での結婚に係る証明書を婚姻要件具備証明書等に代えて提出してください。(いずれも日本語訳を添付して提出してください。)

本人確認書類

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード、官公庁が発行した証明書等(下記参照)の写し。

◇本人確認ができる書類の例

「氏名」「住所または生年月日」を確認できるものに限りです。

1種類の提示で足りるもの	2種類の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード(マイナンバーカード) ・旅券(パスポート) ・運転免許証 ・住民基本台帳カード(顔写真付き) ・国や地方公共団体が発行した身分証明書(顔写真付き) ・在留カードまたは特別永住者証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・顔写真のない住民基本台帳カード ・国民健康保険、健康保険、船員保険、または介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金、厚生年金保険または船員保険の年金証書 ・共済年金、または恩給の証書 <p>※学生証、法人が発行した身分証明書で顔写真付きのもの ※国・地方公共団体が発行した資格証明書のうち顔写真付きのもの(左記に掲げる書類を除く) (「※」の書類のみが2点以上あっても確認できません。 その他の書類(国民健康保険の被保険者証等)と組み合わせ て提示してください。)</p>

(注)有効期間または有効期限の定めがあるものについては、その有効期間内であること。

通称名の使用を証明する書類 ※通称名の使用を希望する場合のみ

通称名での宣誓を希望される場合は、宣誓日から3ヶ月以内に発行されたもの、または有効期限内のもので、その名前が社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に確認できる以下の書類の写し。

1種類の提示で足りるもの	2種類の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・通称名の記載のある住民票 	<ul style="list-style-type: none"> ・社員証や学生証、卒業証書 ・公共料金の請求書 ・自宅あての郵便物(消印があり、住民票の住所と一致するもの)

パートナーシップ宣誓書および宣誓事項確認書(様式第1号および様式第2号)

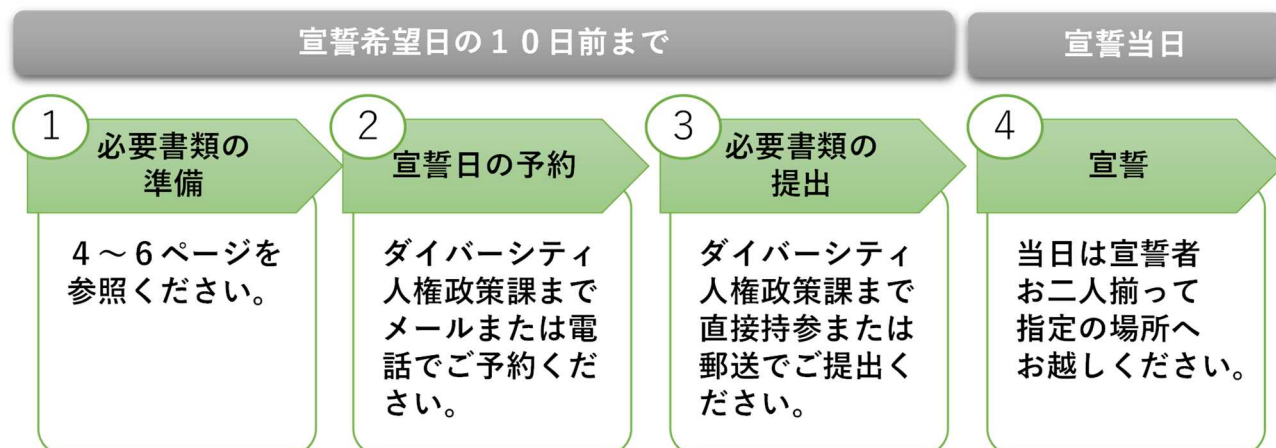
市役所が用意し、宣誓日当日にご記入いただきます。

◇宣誓時に必要な書類チェックリスト

	書類名	確認・注意事項	必要数	期限	チェック
現住所を確認できる書類					
1	住民票の写し または、 住民票記載事項証明書	・3ヶ月以内に発行されたもの ・原本 ・個人番号の記載のないもの ・個人番号の記載がある場合は、 黒塗り処理が必要	宣誓者 それぞれ 1通ずつ	10日前 までに 提出	
1-2	(転入予定の方のみ) 転入予定が分かる書類 例：転出証明書、 転居先の賃貸借契約書	宣誓後3ヶ月以内に市内に 転入したことが分かる1の 書類の提出が必要	転入者 のもの 1通		
独身を確認できる書類					
2	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) または、 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	・3ヶ月以内に発行されたもの ・原本	宣誓者 それぞれ 1通ずつ	10日前 までに 提出	
本人確認書類					
3	◇1種類の提出で足りるもの ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・住民基本台帳カード(顔写真付) ・国・地方公共団体が発行した身分証明書 (顔写真付) ・在留カードまたは、特別永住者証明書	・コピー可 ・有効期限の 定めがある ものは、そ の期限内で あること	宣誓者 それぞれ 1種類 もしくは 2種類 ずつ	10日前 までに 提出 (宣誓日 当日に も持参)	
	◇2種類の提出が必要なもの ・顔写真のない住民基本台帳カード ・国民健康保険、健康保険、船員保険または介護 保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金、厚生年金保険または船員保険の年金 証書 ・共済年金または恩給の証書 ※学生証、法人が発行した身分証明書で顔写真 付きのもの ※国・地方公共団体が発行した資格証明書のうち 顔写真付きのもの(上記に掲げる書類を除く) 「※」の書類のみが2点以上あっても確認不可。 その他の書類(国民健康保険の被保険者証等と組み 合わせて提示が必要)				
通称名の使用を証明する書類(※通称名の使用を希望する方のみ)					
4	◇1種類の提出で足りるもの ・健康保険証 ・通称名の記載のある住民票	・コピー可 ・3ヶ月以内に 発行されたも の、もしくは 有効期限内で あるもの	通称名使 用希望者 それぞれ 1種類 もしくは 2種類 ずつ	10日前 までに 提出	
	◇2種類の提出が必要なもの ・社員証や学生証、卒業証書 ・公共料金の請求書 ・自宅宛ての郵便物 (消印有かつ住民票の住所と一致するもの)				
パートナーシップ宣誓書(市役所が用意し、宣誓日当日に記載いただきます)					
5	パートナーシップ宣誓書および パートナーシップ宣誓事項確認書	様式第1号および様式第2号	1通	宣誓 当日に 記入	-

4 パートナーシップ宣誓手続きの流れ

◇宣誓までの流れ



1 必要書類の準備

この手引きの4～6ページの必要書類1～4をご準備ください。

2 宣誓日の予約

宣誓希望日の原則10日前(土・日・祝日、年末年始を除く)までに、下記「予約連絡および書類提出先」まで電話またはEメールで予約してください。

宣誓可能な日時

月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）
午前9時30分～午後4時45分

予約連絡および書類提出先

金沢市役所 ダイバーシティ人権政策課

所在地：920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 第1本庁舎2階

電話：076-220-2095

午前9時～午後5時45分（土・日・祝・年末年始を除く）

Eメール：jinken@city.kanazawa.lg.jp

- ・宣誓日時は、予約状況等によりご希望に添えない場合があります。
できるだけ複数の希望日時をご提示ください。
- ・予約日は市から日時が確定した旨を回答した時点で予約が成立します。
- ・宣誓から受領証の交付まで40分程度かかります。

3

必要書類の提出

宣誓希望日の原則10日前(土・日・祝日、年末年始を除く)までに、必要書類を揃えてダイバーシティ人権政策課(前ページ「予約連絡および書類提出先」参照)に持参、または郵送にてご提出ください。

- ・持参による提出の際に、個室での対応を希望される場合は、持参される日時の予約をしてください。
- ・届出書類の内容等に不備・不足がある場合、宣誓日を延期させていただくことがあります。

4

宣誓日当日(受領証交付)

予約した日時に、本人確認書類をお持ちの上、必ずお二人揃って金沢市役所内の指定したお部屋までお越しください。

- ・当日、宣誓書および宣誓事項確認書をご記入いただきます。
- ・宣誓書の写し(1枚)、宣誓書受領証(1枚)、宣誓書受領カード(2枚)をお二人に交付します。
- ・宣誓は、プライバシーに配慮し、原則個室で行います。
- ・自ら宣誓書に記入できないときは、宣誓しようとする方及び市職員立ち合いのもと、代書することができます。
- ・交付にかかる手数料は無料です。

◇交付書類

宣誓書の写し(A4サイズ1枚)

宣誓書受領証(A4サイズ1枚)

表

裏



宣誓書受領カード(免許証サイズ2枚)



5 受領証等の再交付・返還

宣誓時と同様に、事前に電話またはEメールでダイバーシティ人権政策課へお手続きの予約をしてください。

郵送でのお手続きも可能ですが、事前にご連絡をお願いします。

1

受領証等の再交付

氏名の変更などにより宣誓書に記載した事項に変更があった場合や紛失や毀損、著しい汚損などによりパートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を希望するときは、下記の必要な書類を添えて様式第5号の再交付申請書を提出してください。

紛失の場合を除き、すでに発行している受領証等(A4サイズの受領証と受領カード)と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。(再交付後、紛失した受領証等を発見した場合は速やかに返還してください。)

変更の場合は、変更内容が確認できる書類と一緒に提出してください。

再交付時に必要なもの

1	様式第5号 パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書	交付希望日の10日前までに事前提出要
2	本人確認書類(5ページ)	
3	[氏名(通称名を含む)の変更による再交付の場合] その事実が確認できる書類(5ページ)	(※本人確認ができるものは交付日にも持参ください)
4	既に発行している受領証(A4)、受領カード(双方のもの2枚)	交付日に持参

2

受領証等の返還

以下に該当するときは、様式第6号の受領証等返還届を提出し、受領証等(受領証(A4)と受領カード(2枚))を返還する必要があります。

次のいずれかに該当する場合は、受領証の返還が必要です

- 1 パートナーシップを解消したとき
- 2 一方が亡くなったとき
- 3 お二人ともが市内に住所を有しなくなったとき(※1)
- 4 宣誓が無効となったとき(※2)
- 5 その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

- ※1 転勤、親族の看護・介護その他やむを得ない事情により、一時的に市外に異動される場合は除きます。
- ※2 以下のいずれかに該当するときは、宣誓を無効とします。
その場合は、無効とした受領等の交付番号を金沢市のホームページ等に掲載する場合があります。

◇**宣誓が無効となる時**

1. パートナーシップを形成する意思がないとき
2. 宣誓書の内容に虚偽があったとき
3. 宣誓できる方の要件（2～3ページ参照）に反しているとき
4. 市内に転入予定の場合、期日までに市内への転入を証明する書類を提出しないとき

返還された受領証等が必要な方は申し出ください。無効の穿孔を施した上で返戻します。

3

宣誓書記載内容等証明書

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書が必要な場合は、本人確認書類を添えて、様式第7号の宣誓書記載内容等証明書交付申請書を提出してください。

◇**宣誓書記載内容等証明書が必要なときの例**

(1) 宣誓をした事実の証明

民間のサービスを利用するとき等に、指定された期間以内に発行された証明書を求められた場合など。

(2) 宣誓を解消した事実の証明

宣誓後に契約した民間サービスを解約するときや過去にパートナー関係であった事実を証明する必要があるときなど。

※申請できる期間は、宣誓の効力を喪失した日から5年間以内です。

5年を超えた場合は発行することができませんので、ご注意ください。

6 利用できる行政サービス

事務・制度	概要
市営住宅への入居	本人とパートナーの入居の申込み 等
	市営住宅課 076-220-2333
金沢市立病院への入院、医療に関する同意	手術等の際、パートナーが同意 等
	金沢市立病院 076-245-2600
消防団員の配偶者等への感謝状の贈呈	長期在職団員のパートナーへの感謝状贈呈
	消防総務課 076-280-1028
金沢市職員の休暇制度等(事務所制度)	パートナーの忌引等の特別休暇 等
	人事課 076-220-2079

(令和3年7月現在)

7 都市間連携について

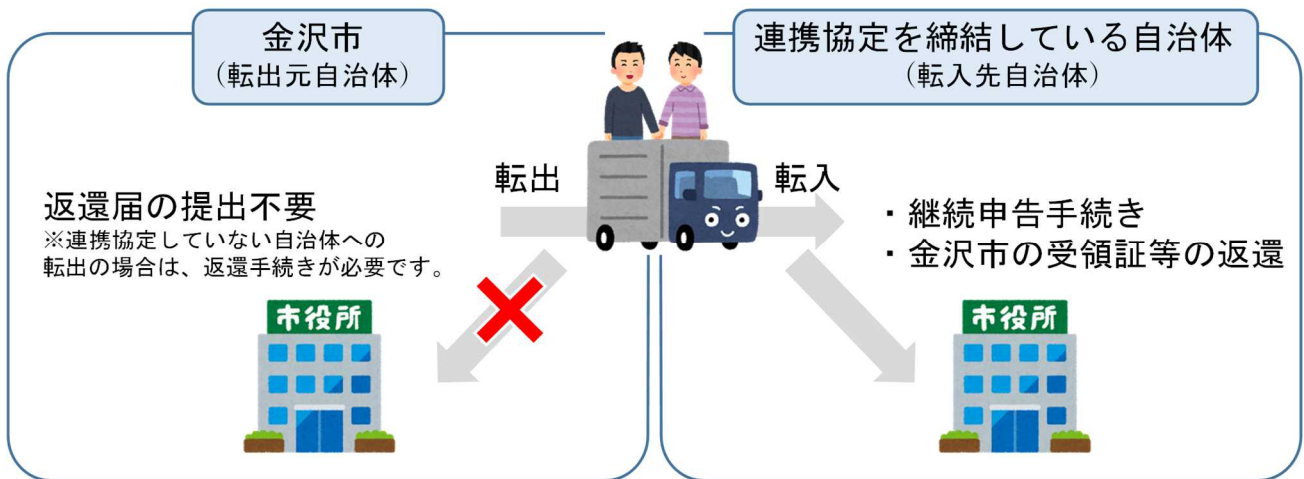
金沢市とパートナーシップ宣誓制度にかかる連携協定を締結している自治体との間で転出入する場合、手続きが一部省略できます。

なお、連携協定を締結している自治体については、ホームページでご確認ください。

1

金沢市から転出する場合

金沢市から連携協定を締結している自治体へ転出する場合、宣誓書受領証等返還届の手続きは不要です。転入先の自治体で継続申告の手続き及び金沢市の受領証等の返還を行ってください。（手続きの詳細については、転入先の自治体のホームページなどをご確認ください。）



2

金沢市に転入する場合

金沢市と連携協定を締結している自治体から金沢市に転入する場合は、継続申告によって金沢市の宣誓書受領証等を発行します。

手続き希望日の10日前まで

当日

1

必要書類の準備

4～6ページの
①、③の書類を
ご準備ください。

2

手続き日の予約

ダイバーシティ
人権政策課まで
メールまたは電
話でご予約く
ださい。

3

必要書類の提出

ダイバーシティ
人権政策課まで
直接持参または
郵送でご提出
ください。

4

継続申告

転出元の自治体
での交付書類、
本人確認書類を
持参の上、
お越しく
ださい。

(1) 必要書類

宣誓日の10日前までに以下の書類を郵送または持参ください。

- ① 現住所を確認できる書類（4ページ）
- ② 本人確認書類（5ページ）

(2) 予約受付

手続きを希望される日の原則10日前(土・日・祝日、年末年始を除く)までに電話またはメールで予約してください。

※予約状況等によりご希望に添えない場合があります。

予約連絡および書類提出先

金沢市役所 ダイバーシティ人権政策課

所在地：920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 第1本庁舎2階

電話：076-220-2095

午前9時～午後5時45分（土・日・祝・年末年始を除く）

Eメール：jinken@city.kanazawa.lg.jp

手続き可能な日時

月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）

午前9時30分～午後4時45分

ご予約前にご確認ください

- ・継続申告のご予約をいただくと、金沢市から転出元自治体にお名前や「継続申告の予約があったこと」を連絡します。
- ・継続申告の手続きが完了した後は、再交付や返還などについて金沢市パートナーシップ宣誓制度の取扱いとなります。
- ・金沢市に転入される場合は、転入後3ヶ月以内に継続申告の手続きをお済ませください。

(3) 継続申告当日

・当日は、以下の書類をお持ちください。

- ① 転出元の自治体での交付書類（パートナーシップ宣誓書受領証等）
- ② お越しになる方の本人確認書類（5ページ）

・宣誓継続申告書は、手続き当日にご記入いただきます。

・手続きのための来庁は、お一人でもできます。

※必ずお二人揃ってお越しいただく必要はございません。

・手続きは金沢市役所本庁舎で行います。（市民センターでは手続きできません。）

8 よくある質問

Q.1 パートナーシップ宣誓制度と結婚の違いは何ですか？

結婚は民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法的な権利・義務が発生します。一方、金沢市が行うパートナーシップ宣誓制度はお二人の関係性を対外的に証明するものであり、法的効力を有しません。

この制度は互いを人生のパートナーとすることをお二人から宣誓を受けて、受領証を交付し、自分らしくいきいきと生活されることを応援するものです。

Q.2 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓書の提出や宣誓書受領証等の交付は無料です。また、宣誓届出事項証明書の交付も無料です。ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類(住民票の写し等)の交付手数料等は自己負担となります。

Q.3 宣誓できるのは同性パートナーだけですか？

同性パートナーに限らず、一方または双方が性的マイノリティの方、または事実婚の方で宣誓できる人の要件(2～3ページ参照)を満たしていれば、宣誓することができます。

Q.4 同居していないと宣誓できませんか？

必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして互いに責任を持って協力し合うことを約した関係であることが必要です。

Q.5 宣誓する2人が養子縁組関係ですが、宣誓できますか？

宣誓できます。

Q.6 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できませんか？

日本国内では婚姻が成立していませんので、宣誓可能です。必要書類の詳細については、4～5ページをご確認ください。

Q.7 外国籍ですが宣誓できますか？

外国籍の方でも宣誓することができます。宣誓する際は、本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類(婚姻要件具備証明書など)と住民票、本人確認できる書類(4～5ページ)の提出が必要です。本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類には、翻訳者の住所・氏名が記入された日本語訳を添付してください。

なお、パートナーシップ宣誓をしても在留資格や在留期間は変わりません。

Q.8 金沢市民でないと言誓できませんか？

以下のいずれかの場合に言誓することができます。

- (1)言誓者の双方が金沢市民である場合
- (2)言誓者の一方が金沢市民である場合
- (3)言誓者の双方または一方が金沢市内に転入予定である場合*

※(3)の場合、転入を予定していることが分かる書類の提出が必要です。

また、言誓日から3か月以内に市内への転入を証明する書類を提出してください。
この場合は郵送での提出も可能ですが、電話またはメールで事前連絡をお願いします。
詳しくは4ページをご確認ください。

Q.9 通称名は使用できますか？

特に理由があると認められる場合は、通称名を使用することができます。通称名を使用する際は、受領証等の表面に通称名、裏面に戸籍上の氏名が記載されます。申請に必要な書類は5ページをご確認ください。

Q.10 言誓はどこで行うのですか？

金沢市役所本庁舎内の個室で行います。市民センターでは手続きできません。

Q.11 言誓にあたり、プライバシーは守られますか？

言誓はプライバシーに配慮し、原則個室で行い、担当の市職員のみが立ち会います。提出された書類や記載されている個人情報等について、本人の同意なく外部に提供することはありません。

Q.12 郵便やEメールでも言誓書を受け付けていますか？

郵便やEメールでは受け付けていません。言誓時はお二人でお越しいただき、言誓書を提出していただく必要があります。

Q.13 土・日・祝日でも言誓できますか？

言誓は、平日(年末年始を除く)の午前9時30分から午後4時45分までとさせていただきます。

Q.14 代理人でも言誓できますか？

代理人による言誓はできません。言誓時はお二人でお越しいただく必要があります。ただし、病気等の事情によりお二人で窓口に来ることができない場合には、ご相談ください。

Q.15 宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか？

この制度は法的効力がないため、宣誓後に戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q.16 なぜ事前に予約や書類の提出が必要なのですか？

宣誓日にスムーズに受領証をお渡しするため、事前予約及び書類事前届出をお願いしております。

Q.17 受領証等(受領証、受領カード)に有効期限はありますか？

有効期限はありません。ただし、10～11ページの返還に該当するときは、受領証等を返還する必要があります。

Q.18 市外に転出する場合はどうすればよいですか？

お二人ともが金沢市に居住しなくなる場合は、様式第6号の返還届を提出し、受領証等を返還してください。ただし、連携協定を締結している自治体へ転出し、継続申告の手続きを行う場合、本市への返還手続きは不要となります(13ページ)。

Q.19 結婚した場合は宣誓書受領証を返還しなければならないですか？

婚姻届を提出した場合は、宣誓できる人の要件(2～3ページ)に合致しくなくなります。様式第6号の返還届を提出し、受領証等を返還してください。

Q.20 成りすましなどの悪用をされませんか？

宣誓を受ける際に戸籍謄本や住民票、本人確認書類等を確認することで、成りすまし等を防止します。なお、宣誓が無効のものであると判明した場合は、無効となった宣誓の交付番号を金沢市ホームページに掲載します。

Q.21 受領証等の交付を受けることでどんなメリットがありますか？

お二人の関係を形にすることができます。また、この制度に法的効力はありませんが、各種行政サービス(12ページ)等が利用できるようになります。民間企業等においても活用していただけるよう、周知啓発に取り組めます。

9 各種相談窓口

相談は無料です。秘密は守られます。

相談窓口			
人権相談	法務省金沢地方法務局	076-292-7808	月～金曜日 8：30～17：15 (祝・休日は除く)
	みんなの人権110番	0570-003-110	
	インターネット 人権相談受付窓口		24時間受付 —二次元コードを読み込み 接続してください。
	外国語 人権相談ダイヤル (Foreign language Human Rights Hotline)	0570-090-911	Weekdays 9：00～17：00 (Closed on public holidays and December 29th through January 3rd) Language ; English, Chinese, Korean, Filipino, Portuguese, Vietnamese, Nepali, Spanish, Indonesian, Thai
こころの相談	石川県 こころの健康センター	076-238-5750	月～金曜日 8：30～17：15 (祝・休日は除く)
	こころの相談ダイヤル	076-237-2700	月～金曜日 9：00～12：00 13：00～16：00 (祝・休日は除く)
セクシュアル マイノリティ 専門相談	よりそいホットライン 一般社団法人 社会的包摂サポートセンター	0120-279-338	24時間受付 (ガイダンス「4」番)
	レインボー・ホットライン 特定非営利活動法人 PROUD LIFE	0120-51-9181	毎月第1月曜日 19：00～22：00 ※LINE相談は、毎週月曜日 19：00～22：00 (受付は21：00まで)
その他の 相談窓口	CoPrismホームページの 電話相談一覧表 https://coprism.jimdofree.com/		受付時間帯等は各団体の ホームページで確認

金沢市パートナーシップ宣誓制度ご利用の手引き
第3版

令和3年(2021年)12月10日 発行

金沢市市民局ダイバーシティ人権政策課
〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号
TEL：076-220-2095
FAX：076-260-1178
E-mail: jinken@city.kanazawa.lg.jp